

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)
- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(六六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(六七)
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六八)
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)
- 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 外国為替令及び輸出入貿易管理令の一部を改正する政令(七一)
- 厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令(七二)

〔省 令〕

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同四九)

七

三

六

五

四

三

二

- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令(同五一)
- 輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)

〔告 示〕

- 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価額の計算方法の一部を改正する件(厚生労働一一八)
- 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一一九)
- 医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同一二〇)
- 医薬、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができる事項の一部を改正する件(同一二一)
- 輸出入貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件(経済産業四八)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件(同四九)

七

三

六

五

四

三

二

三

九

七

○厚生労働省令第五十号
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条第三項、第十七条、第三十条の四第七項、第四十二条の二第一項第六号並びに第五十二条第一項及び第二項並びに医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第五条の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 医療計画(第三十条の二十八―第三十条の三十三)」を「第四章の二 医療計画(第三十条の二十八―第三十条の三十三の二)」に改める。

第九條の二第一号ハ中「第九條の二十三第一項第一号及び第十一條各号」を「第一條の十一第一項各号及び第九條の二十三第一項第一号」に改める。

第二十四條中第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に、「診療用粒子線照射装置」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第二十五條第二号から第五号まで」の下に「第二十五條の二の規定により準用する場合を含む」を加え、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 病院又は診療所に、診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装置」という。)を備えようとする場合

第二十五條の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置の届出)

第二十五條の二 前條の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。

第二十六條中「第二十四條第二号」を「第二十四條第三号」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條第三号」を「第二十四條第四号」に改め、同条第二項中「第二十四條第四号」を「第二十四條第五号」に改め、同条第三項中「第二十四條第五号」を「第二十四條第六号」に改める。

第二十七條の二中「第二十四條第六号」を「第二十四條第七号」に改める。

第二十八條第一項中「第二十四條第七号」を「第二十四條第八号」に改め、同条第二項中「第二十四條第八号」を「第二十四條第九号」に改める。

第二十九條第一項中「第二十四條第九号又は第十一号」を「第二十四條第十号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

○厚生労働省令第五十号
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条第三項、第十七条、第三十条の四第七項、第四十二条の二第一項第六号並びに第五十二条第一項及び第二項並びに医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第五条の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置の防護)

第三十条の二の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。この場合において、同条第一号中「発生管」とあるのは「照射管」と、同条第三号中「発生時」とあるのは「照射時」と、同条第四号中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、発生」とあるのは「照射」と読み替えるものとする。

第三十条の五の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置使用室)

第三十条の五の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置使用室について準用する。この場合において、同条第一号中「発生時」とあるのは「照射時」と読み替えるものとする。

第三十条の十三の規定及び第三十条の十四の表エックス線装置の使用の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に、「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

第三十条の十四の表診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の項の次に次の項を加える。

診療用粒子線照射装置の使用

診療用粒子線照射装置使用室

第三十条の十八第一項及び第三十条の二十一中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。

第三十条の二十二第二項第一号中「エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。

第三十条の二十三第一項の表診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の項の次に次の項を加える。

診療用粒子線照射装置使用室

診療用粒子線照射装置

第三十条の三十二の二第一項第一号中「病床」を「当該機能に係る病床に改め、同項第三号中(母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理に係るものに限る。)」を削り、同項第十三号中(うち患者以外の被験者に対する臨床試験)を削る。

第三十条の三十三の次に次の章名を付する。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十五の次に次の一条を加える。

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかにも該当するものであることとする。

一 当該医療法人の運営について、次のいずれかにも該当すること。

イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

二 他の同一の団体(民法第三十四条の規定により設立された法人その他これに準ずるもの(以下「公益法人等」という。)を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。

ホ その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民間事業者の役員報酬等及び従業員給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとしないような支給の基準を定めておかなければならないこと。

ヘ その事業を行うに当たって、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

ト その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

チ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額を超えてはならないこと。

リ 他団体の意思決定に関与することができない株式会社その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

又 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつて算出される場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八号各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算される場合に限る。)、及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一)の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えないときは、五十万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

二 前項第一号に規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四 前三号の業務を行うために保有する財産(前三号に掲げる財産を除く。)

五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

二

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

第三十条の三十六の見出しを「社会医療法人に係る認定の申請事項」に改め、同条第二項第二号中「申請時の直近に終了した」を「法第四十二条の二第二項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る」に、「法第四十二条の二第二項第五号」を「同号」に改める。

第三十条の三十七第一項中「昭和三十二年法律第三十六号」を削る。

第三十条の二中「説明する書類」の下に、「第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表」を加える。

第三十条の二十第一項 第三十条の二十二及び第三十条の二十三第一項の規定中「法第五十四條の七において」の下に「読み替えて」を加える。

別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)を次のように改める。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として

厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

別表第二中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二年間は、医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項については、この省令による改正前の同号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項とすることができる。

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正後の医療法施行規則第二十四条第一項第二号に規定する診療用粒子線照射装置を現に備えている病院又は診療所の管理者は、同令第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条の規定にかかわらず、この省令の施行後一月以内に、医療法施行規則第二十五条の規定により準用する同令第二十五条各号に掲げる事項を病院又は診療所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

新旧対照条文

○「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」(平成10年7月24日厚生省健康政策局指導課長通知)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省健康政策局指導課長</p> <p>医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 一般的留意事項 (略)</p> <p>第2 個別留意事項</p> <p>1 第1号関係</p> <p>(1) 「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う<u>病院又は診療所</u>」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する<u>病院又は診療所</u>(以下「<u>病院等</u>」という。)であること。</p> <p>② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する<u>病院等</u>であること。</p>	<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省健康政策局指導課長</p> <p>医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 一般的留意事項 (略)</p> <p>第2 個別留意事項</p> <p>1 第1号関係</p> <p>(1) 「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う<u>病院</u>」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する<u>病院</u>であること。</p> <p>② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する<u>病院</u>であること。</p>

- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、前記(1)に示した病院等の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院等の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院等の病床のうち、当該病院等が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

- ① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアクによる放射線治療等
- ② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該

- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院の病床のうち、当該病院が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

- ① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアクによる放射線治療等
- ② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するもの